

---

**プロジェクト IFRS のエンドースメント手続****項目 本日の検討の概要**

---

**IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続**

1. 第 28 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 9 月 2 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）から、2014 年以後に IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）のエンドースメント手続を開始し、現在、作業部会では IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS 第 15 号の発効日、「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）に関する検討を行っている。

**（IFRS 第 15 号に関連する動向等の確認）**

2. 第 29 回作業部会（2016 年 10 月 20 日開催）及び第 348 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 4 日開催）では、我が国の収益認識に関する包括的な会計基準の開発の検討状況、及び、EU におけるエンドースメントの状況を確認した。

**（「削除又は修正」の要否を検討すべき項目の抽出）**

3. 第 30 回作業部会（2017 年 1 月 20 日開催）及び第 354 回企業会計基準委員会（2017 年 2 月 8 日開催）、第 31 回作業部会（2017 年 2 月 23 日開催）では、IFRS 第 15 号のエンドースメント手続にあたり、以下の(1)及び(2)を行い、「削除又は修正」の要否を検討すべき項目を抽出した。

**(1) 収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認**

確認を行った結果、「削除又は修正」の要否を検討する項目として次の 2 点が抽出された。

(A) 支配の移転の考え方の工事契約への適用

(B) IFRS 第 15 号の開示

なお、以下については、第 29 回作業部会において、収益認識専門委員会で開発している日本基準の対象に含まれないため、エンドースメント手続の観点で別途の評価が必要との意見をいただいております、「削除又は修正」の要否を検討する項目として抽出した。

(C) 棚卸資産以外（固定資産等）の売却の会計処理

- (2) IASB が IFRS 第 15 号を開発中に意見発信してきた内容 (ASBJ、日本の市場関係者) のフォローアップ

フォローアップを行った結果、(1)と同様に、(B)「IFRS 第 15 号の開示」が抽出された。

### (前項で抽出された事項に関する審議)

4. 前項で抽出された「削除又は修正」の要否を検討する項目について、以下のとおり審議を行っている。
- (1) 前項(A)について、第 30 回作業部会で、工事契約に対する支配の移転の考え方の適用について審議を行った。当該審議を踏まえて、第 354 回企業会計基準委員会及び第 31 回作業部会で、IASB における IFRS 第 15 号の開発経緯を整理した追加資料を作成し、審議を行った結果、工事契約に対する支配の移転の考え方の適用について、「削除又は修正」を行わないとの事務局の提案に異論は聞かれなかった。
- (2) 前項(B)について、第 31 回作業部会及び第 32 回作業部会 (2017 年 3 月 27 日開催) で、IFRS 第 15 号の開示の要求事項の「削除又は修正」の要否に関する検討を行った。これに関して、企業会計基準委員会では未検討である。
- 作業部会では、開示の要求事項の便益が実務上の負担に見合っているとの IASB の説明を否定する根拠が乏しい中で受け入れざるを得ないとの意見が複数の委員から聞かれている。
- (3) 前項(C)の論点について第 30 回作業部会及び第 354 回企業会計基準委員会で審議を行い、「削除又は修正」を行わないとの事務局の提案に異論は聞かれなかった。

### (本日の検討の概要)

5. 前項(2)で検討状況を示した「IFRS 第 15 号の開示」について、第 31 回作業部会及び第 32 回作業部会での検討を踏まえて、当該項目に関する検討を行う (審議事項(2)-2)。第 31 回作業部会及び第 32 回作業部会で聞かれた意見については、審議事項(2)-3 にまとめている。

以 上